

富里市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会設置要綱

（設置）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり専門的見地から意見を聴くため、富里市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇談会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に規定する地方人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び総合戦略の策定に関し意見、助言等を行うこと。
- (2) その他人口ビジョン及び総合戦略に関し必要な事項。

（組織）

第3条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表者
- (2) 産業関係団体の者
- (3) 教育機関の者
- (4) 金融機関の者
- (5) その他総合戦略の推進に当たり専門的知見を有する者

3 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

5 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第5条 懇談会の会議は必要があると認める場合に市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 懇談会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画財政部経営戦略課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。